

令和4年度 第1回 市川市いじめ防止対策委員会

令和4年12月21日（水）午後6時00分～
市川市教育委員会 第2庁舎 4階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 学校教育部長挨拶
- 3 委員・出席者の紹介
- 4 市川市いじめ防止対策委員会について
植木（担当室）
- 5 議 題
 - (1) 本市におけるいじめの状況や傾向について ※公開
高洲（指導課）
 - (2) 本市のいじめ発生事例と対応について ※非公開
高洲（指導課）
- 7 諸連絡
- 8 閉 会

市川市いじめ防止対策委員会 委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 役 職	備考
委員長	酒井 秀大	弁護士	
副委員長	阿部 亜紀子	市川人権擁護委員協議会 顧問	
委員	山口 豊一	聖徳大学 心理・福祉学部長	
委員	諸富 祥彦	明治大学 文学部教授	
委員	渡邊 哲夫	淑徳大学 総合福祉学部教授	

※令和4年12月現在

条例により設置された3つの組織

教育委員会

①市川市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関・団体の連携に関し、必要な事項を協議する。また、当該機関及び団体相互の連携調整を行う。（年2回）

小・中・義務教育・特別支援学校長 教育委員会 市長部局
警察署 地方法務局 保護者・地域の代表（15人以内）

②市川市いじめ防止対策委員会

教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための調査及び助言をするとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議を行う。

（年1回＋事案発生時に実施） 【教育委員会の附属機関】

学識経験者その他教育委員会が適当と認める者
（5人以内）

総務部 総務課

③市川市いじめ問題再調査委員会

市長が必要と認める場合、いじめの重大事態に係る教育委員会の調査結果について再調査を行う。

（事案が発生した場合のみ実施） 【市長の附属機関】

学識経験者その他市長が適当と認める者
（5人以内）